

# Weekly Accounting Review

2009年4月29日

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／平成21年税制改正に伴う「税効果会計に関する実務指針」の改正について
- 監査／「継続企業の前提」に関連する実務指針の公表
- 税務／過去に贈与により取得した株式等の納税猶予の特例について

## 1. 平成21年税制改正に伴う「税効果会計に関する実務指針」の改正について（4月14日）

日本会計士協会は平成21年税制改正に伴い、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を改正、公表致しました。

平成21年税制改正に伴い、外国子会社配当金益金不算入制度が導入され、外国子会社から受ける配当等の額について益金不算入とする一方、その配当等の額の5%に相当する金額を、その配当等の額から控除し、また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、損金の額に算入されず、外国税額控除の対象としないこととされました。上記実務指針は当該税制改正に伴い、外国子会社の留保利益に係る税効果等についての取扱いを改正したものであります。

なお、上記実務指針は平成21年3月31日以後終了する連結会計年度、事業年度から適用されます（企業結合に関する部分は除く）。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/10\\_5.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/10_5.html)

### ショート・コメント

在外子会社を有する企業は在外子会社の留保利益の税効果について、従来の計算方法ではなく、上記の税制改正に基づいた計算方法を適用する必要があります。

## 2. 「継続企業の前提」に関連する実務指針の公表（4月21日）

日本公認会計士協会は、4月6日に公表した「継続企業の前提」に関連する実務指針の改正案について、4月21日に本実務指針として公表致しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1122.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1122.html)

改正内容・適用時期につきましては、4月8日発行のWeekly Accounting Reviewをご参照ください。

### ショート・コメント

現状として、「継続企業の前提」について、当該実務指針及び当該実務指針の根幹である「監査基準」につきましては改正がなされておりますが、「四半期レビュー基準」・「四半期レビューに関する実務指針」については未だ改正はなされておられません。よって、平成21年3月以降に四半期決算を迎える企業は、本実務指針の適用は現状としてなされない状況です。しかしながら、本決算と四半期決算の首尾一貫性を

保つ観点から、平成 21 年 3 月末に本決算を迎える企業が次回の第 1 四半期報告書の提出を迎える平成 21 年 7 月までに、「継続企業の前提」に関連する部分の修正された「四半期レビュー基準」・「四半期レビューに関する実務指針」が公表されると推測されます。

### **3. 過去に贈与により取得した株式等の納税猶予の特例について(4月20日)**

国税庁は「過去に贈与により取得した株式等の納税猶予の特例について」を公表致しました。

これは、過去に贈与により取得した非上場会社の株式又は出資について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例」の適用を受けていた場合には、経過措置として「非上場株式等についての相続税の納税猶予」の適用を受けることが可能となったものです。

<http://www.nta.go.jp/jigyosyokei/01.htm>

#### ショート・コメント

上記適用のための要件は以下の通りとなります。

- ・「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予に関する届出書」を 2010 年 3 月 31 日までに受贈者の納税地の所轄税務署に提出していること。
- ・受贈者が、非上場株式等の贈与を受けた時から特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間の一定期間において、その非上場株式等に係る会社の役員等であったこと。
- ・受贈者が特定贈与者から過去に贈与により取得した非上場株式等のうち、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける選択をしたもののすべてを非上場株式等の贈与を受けた時から特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間まで引き続き保有していること。
- ・特定贈与者から過去に贈与により取得した非上場株式等について、特定同族株式等の贈与の特例(相続時精算課税)(旧租税特別措置法第 70 条の 3 の 3 又は第 70 条の 3 の 4)の適用を受けている場合には、受贈者が、確認日の翌日から 2 月を経過するまでの日までに、一定の確認書を税務署に提出していること。

#### **【本レポートに関するお問い合わせ先】**

株式会社エスネットワークス リサーチ室第 1 部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp